

事務連絡
令和6年1月10日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

令和6年能登半島地震に伴い精神保健指定医の更新時研修を受ける
ことができない場合の対応について

日頃より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条第1項の規定に基づき精神保健指定医が受けなければならない研修（以下「更新時研修」という。）については、同条第2項において、更新時研修を受けなかったときは当該研修を受けるべき年度の終了の日に指定の効力を失うところ、当該研修を受けなかったことにつき厚生労働省令で定めるやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたときは、この限りではない旨が規定されています。

厚生労働省令で定めるやむを得ない理由については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第4条において、災害、疾病、長期の海外渡航その他の事由があることとする旨規定されているところ、令和6年能登半島地震の影響（例えば、自身が被災した、被災者支援医療活動に従事している等）により更新時研修を受けるべき年度において実施されるいずれの研修をも受けることができないときは、当該やむを得ない理由に含まれます。この場合、住所地の都道府県知事等を経由して厚生労働大臣に提出しなければいけないやむを得ない理由が存することを証する書類としては、例えば、免許証や住民票の写し等の自身が被災していることが分かるもの、医療機関との雇用契約書（勤務先の医療機関が被災し被災後も勤務に従事した場合）、業務指示書等の被災者支援医療活動に従事していることが分かるもの等が考えられます。

本取扱いについて、精神保健指定医関係者に対して周知が行われるよう、広く周知徹底方お取り計らいいただきますようお願いいたします。

（問い合わせ先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
戸田・瀧澤（電話：03-3595-2307）